

2006年4月

## (社)日本オフィス家具協会のVOC排出抑制に関する自主行動計画

当会では、環境省の「大気汚染防止法」の改正施行を受けて、平成17年6月3日付けの経産省の「事業者等による揮発性有機化合物の自主的取組促進のための指針(案)」によって、VOC排出抑制に係る自主的取組に参加の表明をいたしました。

平成17年7月13日付けの経産省の「事業者等による揮発性有機化合物の自主的取組促進について」中の自主的取組の促進と平成22年度末におけるVOC排出量の平成12年度比3割削減の目標達成について、平成17年8月5日付けで、当会会員に「VOC自主行動計画の状況調査」を実施し、当会の環境対策委員会ではその結果を踏まえて、平成18年4月2日に「JOIFAのVOC排出抑制に関する自主行動計画」を策定した。

なお、環境対策委員会の環境対策WGでは、平成18年度の活動として、「JOIFAの環境自主行動計画」の見直し作業を進めており、「VOC排出抑制」をこの中に取り入れる方向で、作業を進めている。

「JOIFAのVOC排出抑制に関する自主行動計画」：2006年4月

### 1. 基本的な考え方

- (1)この自主行動計画(以下「行動計画」)は、(社)日本オフィス家具協会として計画を策定するものであり、対象となる当協会会員(以下「会員会社」)は行動計画に基づき、各社毎にVOC排出抑制対策を策定し実行する。
- (2)行動計画に係る事項は環境対策委員会において審議し、同委員会は実績のフォローアップを行うとともに、必要に応じて関係先に情報提供を行う。
- (3)行動計画では、平成20年度を中間目標、平成22年度を最終目標とする。その間の調査、検討結果等を踏まえて内容を見直す場合がある。
- (4)行動計画の策定・実行にあたっては、金属家具製造業におけるPRT Rへの取組を基本として推進する。

### 2. 行動計画の対象物質

化学物質排出管理促進法施行令(平成12年3月29日政令第138号)の別表第一に定める第一種指定化学物質のうち、金属家具製造業に関連するVO

C物質として41物質(PRTTR法対象VOC物質)を対象とし、同法対象外物質についても排出量をもとに経済産業省が選定した16物質(PRTTR法対象外VOC物質)を対象とする。対象VOC物質は下表のとおりである。

なお、対象VOC物質の追加等の見直しは必要に応じて検討する。

< PRTTR法対象VOC物質 >

	政令番号	CAS	物質名
1	9	103-23-1	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)
2	16	141-43-5	2-アミノエタノール
3	30	25068-38-6	4,4'-(1,4-ジフェニル)ジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)
4	40	100-41-4	エチルベンゼン
5	43	107-21-1	エチレングリコール
6	44	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル
7	45	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル
8	63	1330-20-7	キシレン
9	67	1319-77-3	クレゾール
10	95	67-66-3	クロロホルム
11	101	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル
12	102	108-05-4	酢酸ビニル
13	103	110-49-6	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート
14	114	108-91-9	シクロヘキシルアミン
15	116	107-06-2	1,2-ジクロロエタン
16	145	75-09-2	ジクロロメタン
17	177	100-42-5	スチレン
18	198	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリソ[3.3.1. <sup>1</sup> <sub>3</sub> <sup>7</sup> ]デカン(別名ヘキサメチルピペラジン)
19	200	127-18-4	テトラクロロエチレン
20	209	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン
21	210	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン
22	211	79-01-6	トリクロロエチレン
23	224	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン
24	227	108-88-3	トルエン
25	259	110-86-1	ピリジン
26	266	108-95-2	フェノール
27	269	117-84-0	フタル酸ジ-nオクチル
28	270	84-74-2	フタル酸ジ-nブチル

29	272	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
	政令番号	CAS	物質名
30	299	71-43-2	ベンゼン
31	303	87-86-5	ペンタクロロフェノール
32	307	-	ポリ(オキシエチレン)-アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)
33	308	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル
34	309	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル
35	310	50-00-0	ホルムアルデヒド
36	312	85-44-9	無水フタル酸
37	314	79-41-4	メタクリル酸
38	315	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル
39	320	80-62-6	メタクリル酸メチル
40	345	68-11-1	メルカプト酢酸
41	353	25155-23-1	リン酸トリス(ジメチルフェニル)

< P R T R法対象外V O C物質 >

	CAS	物質名
1	141-78-6	酢酸エチル
2	124-18-5	デカン
3	67-56-1	メタノール
4	78-93-3	メチルエチルケトン
5	106-97-8	n-ブタン
6	75-28-5	イソブタン
7	67-63-0	イソプロピルアルコール
8	105-45-4	酢酸ブチル
9	67-64-1	アセトン
10	108-10-1	メチルイソブチルケトン
11	111-76-4	ブチルアルコール(別名:1-ブチルアルコール)
12	110-54-3	n-ヘキサン
13	71-36-3	n-ブタノール
14	109-66-0	n-ペンタン
15	590-18-1	Cis-2-ブテン
16	78-83-1	イソブタノール

### 3. 対象事業者

当協会会員であって製造業を営む事業者(平成18年4月1日現在58社)。

### 4. 対象施設及び工程

法規制対象を含み、塗装施設・塗装乾燥施設、接着施設・接着乾燥施設等対象VOC物質を排出する全ての施設及び工程

### 5. 用語の定義

#### (1) 使用量

使用量とは、当該施設において使用した対象の量とする。

#### (2) 大気排出量

大気排出量とは、当該施設から大気へ排出した対象物質の量とする。

### 6. 基準年度(平成12年度)排出量

基準年度である平成12年度の大気排出量については、会員の計測値、購入量及び製造品出荷額等による推計である。基準年度の排出量は以下のとおりである。

単位：トン

地区	区分	基準年度
全国	使用量	2,384
	排出量	1,961
関東地区	使用量	203
	排出量	186
関西地区	使用量	160
	排出量	112
中部地区	使用量	466
	排出量	324

注：関東地区(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)、  
関西地区(大阪府、兵庫県)、中部地区(愛知県、三重県)

### 7. 目標

平成12年度を基準年度とし、平成20年度(中間目標)に30%、平成22年度(最終目標)に35%の削減を目標とする。排出量は下表のとおり。

単位：トン、%

地区	区分	基準年度 (平成 12 年度)	中間目標 (平成 20 年度)	最終目標 (平成 22 年度)
全国	排出量	1,961	1,373	1,275
	削減量		30%	35%

注：排出量は推計による。

## 8．排出量算出方法等

年間大気排出量の算出に当たっては、化学物質排出把握管理促進法施行規則に規定する排出量の算出方法等を用いる。また、国に報告するPRT R実績の年間排出量と同値とする。

なお、対象物質の年間排出量が1トン未満の場合、当該物質は集計の対象外とする。

## 9．排出抑制の方法

会員会社は、製造工程の見直し、施設、設備等の改善、代替物質の使用、工程・作業管理の適正化その他の適切な排出対策を実施する。その際、国等から提供される排出抑制技術に関する情報等に留意しつつ、技術的かつ経済的に最も適切な排出抑制方法の導入に努める。

## 10．排出量等の情報の把握等

- (1) 会員会社は、行動計画に盛り込まれた措置が実施できる体制を整備する。  
また、別紙に定める様式により、排出状況、排出抑制対策等定期的に当会の環境対策委員会に報告する。さらに地域住民等の理解の増進を図るため、自主行動計画による取組の状況等について、情報提供に努める。
- (2) 当会は、会員会社の排出抑制対策、実績の取りまとめを定期的に行い、行動計画の実行状況を確認し、毎年度、最終目標値に対する達成可能性を評価する。また、必要に応じて会員会社に対して、排出抑制対策の指導・助言を行う。更に、関連団体との連絡を密として、排出抑制対策の情報等の入手に努める。